

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

3-1 勤務時間の状況について

区分	勤務時間等
勤務日 ※本庁舎及び鳴瀬庁舎勤務の場合	毎週月曜日から金曜日までの週5日間 (国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く)
1日の正規の勤務時間	午前8時30分～午後5時15分 休憩時間: 正午から45分間
1週間当たりの勤務時間	1日8時間×5日間＝40時間
時差出勤制度	6:00～21:00の間で9パターンを設定し、8時間の勤務をする ※平成18年度は、約475,000円の時間外勤務手当を削減できました

3-2 年次有給休暇の状況について(平成18年1月1日～平成18年12月31日)

総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	対象職員数 (c)	平均取得日数 (d)／(c)	消化率 (b)／(a)
10,255.0 日	2,496.5 日	259.0人	9.6 日	24.3 %

※ 平成18年中の全期間を市長部局に在籍し、期間中に採用・退職・育児休業・休職がある職員を除いています

3-3 病気休暇の状況について

区分	外科	内科 (呼吸器等含む)	心身の故障等	合計
職員数(人)	10 人	8 人	4 人	22 人
病休日数	155 日	130 日	186 日	471 日
平均取得日数	15.5 日	16.3 日	46.5 日	21.4 日

3-4 その他の休暇制度及び育児休業制度の概要について

区分		付与日数等	取得人数
有給休暇	選挙権その他の公民権を行使する場合	必要と認められる期間	
	証人等として国会等に出頭する場合	必要と認められる期間	
	骨髄提供を提供する場合	必要と認められる期間	
	ボランティア活動に参加する場合	1年のうち5日間以内	
	結婚する場合	連続する7日以内(週休日含む)	4人
	妊娠に起因する障害(つわり)により業務困難な場合	10日以内で必要と認められる期間	
	妊娠中の通勤混雑緩和	1日1時間又は1日2回それぞれ30分	
	妊娠中の健康保持のための休息または捕食	必要と認められる期間	
	母子保健法による保健指導、健康診査を受ける場合	必要と認められる期間	3人
	妊娠12週間未満で流産をした場合	10日以内で必要と認められる期間	
	産前休暇	出産予定日まで6週間	6人
	産後休暇	出産日の翌日から8週間	6人
	1歳未満児の保育を行う場合	1日2回それぞれ30分以内	
	生理日において業務困難な場合	2日以内	
	妻の出産休暇(出産予定日14日以内から出産後14日)	2日以内で必要と認められる期間	7人
	育児参加をする場合	5日間以内	
	乳幼児の健康診査、予防接種等の介助をする場合	必要と認められる期間	4人
	小学校就学前の子の看護をする場合	1年以内で5日間以内	2人
	親族が死亡した場合	配偶者10日、父母7日、子5日など	73人
	父母・配偶者・子の追悼をする場合	1日以内	
	夏季における心身健康維持増進等をする場合	7月から9月までで、3日以内	—
	災害、交通機関等の事故時により勤務することができない場合	必要と認められる期間	
	結核性疾患により勤務軽減を図る場合	必要と認められる期間	
	職務の遂行に必要な資格試験又は昇任試験を受ける場合	必要と認められる期間	
	国、県、市町村その他公共団体からの表彰を受ける場合	必要と認められる期間	
	公共団体主催の運動競技会へ選手または役員として参加する場合	必要と認められる期間	
	職務に関連があると認められる海外視察及び海外派遣団に参加する場合	必要と認められる期間	
	その他、任命権者が特に必要とみとめた場合	必要と認められる期間	1人
無給休暇	要介護者を介護する場合(介護休暇)	6ヶ月以内	
	3歳未満の子を育児する場合(育児休業)	3歳に達するまでの必要な期間	10人

※ 取得人数は累計です